

<特別講演>

生活景 一身近な景観価値の発見とまちづくり

筑波大学大学院教授 野中勝利



平成22年7月7日(水)、市町村会館(水戸市笠原町)にて『茨城県都市計画協会講習会(基礎編)』が開催されました。当日は、筑波大学大学院人間総合科学研究科教授野中勝利先生より「生活景：身近な景観価値の発見とまちづくり」と題して特別講演があり、市町村職員など約120人が熱心に受講しました。

皆さん、こんにちは。野中勝利と申します。

今日は、大きく三つのパートに分けて話をしようと思います。

まず一つ目は、景観まちづくりという考え方について、二つ目は、「生活景」と「地域知」について、三つ目は、景観まちづくりの実践例についてご紹介したいと思います。

■景観まちづくりの考え方

まず、「景観まちづくり」の特性について列挙しますと、一つ目は、景観の持つ固有性です。これはいわゆる「地域性」であり「個性」であるということは、たぶん多くの方が理解もされていると思いますが、その後にある「表情」や「秩序」といった特性もあります。

一つのルールのもとにでき上がってくる景観は、画一的なのかというと、そうではありません。一方では、やっぱり多様であるべきであろう、逆に多様でなければ受け入れられません。住まう人たち、住民の方々の要求や欲求もある。一口に住宅といっても家族構成も違います。当然、住宅の形あるいは住宅地、敷地の使い方についてもやっぱり変わってくる。だから、一種相反するようですけれども、統一性と多様性との両方を備えていく。それがいわゆる景観でいうところの「美」につなげなければなりません。後でも少し話をしますが、景観法でいうところの「良好な景観」、その「良好な」というところに結局結びついて行くだろうということなのです。

景観に対する議論とか認識というのは、この辺の三つの点(固有性、表情、秩序)が大きく取り上げられますが、それに加え、四つ目としては、景観の安定というものです。これは、いわゆる今はやりの言葉でいう「サステナビリティ」(Sustainability 持続可能性)とかということですね。

最後にあるのは、「景観の資産」です。たとえば、景観の良いところは、不動産価格、地価が10%ぐらい上がるであろうという推測があり、それが一種の資産になるということです。したがって、景観まちづくりを考えるに当たって、ルールを取り入れるということが必ずしもマイナスにはならない、ということをご強調したいと思います。すなわち私権の制限を言う方もいますが、そのことがマイナスなんではなか

ということです。逆に景観のルールを、もちろん規制だけじゃありません、その誘導という部分もあります、それを用いることで、より多くの人たちが一種ハッピーになる、そういう方向性で見ていかなければいけないだろうということです。

つまり、景観まちづくりとは結局、暮らしやすいとか居心地のいい環境をつくるということです。5年後10年後の自分達の老後を踏まえて、住環境の価値を維持し、よりよいものにして行くというのがこの景観まちづくりに求められる姿であろうと思います。

景観まちづくりとは

- 固有の景観⇒地域性、個性
- 景観の表情⇒多様性
- 景観の秩序⇒統一性 ➡ 美観性
- 景観の安定⇒持続性、安全性
- 景観の資産⇒共有性、価値

暮らしやすい・居心地のよい環境づくり

「住まう」「生活様式」 ➡ 文化

■生活景と地域知

つぎに、いわゆる生活景と地域知に話を移していきたいと思います。生活景そのものの定義は難しいのかもしれませんが、ふだん目にする住環境、住宅地もそうですし商業地もそうですけれども、そういった生活景が、今どういう状況に置かれているのかということについて見ていきます。



この写真は、国立市にある集合住宅、マンションです。これは裁判になりました。国立の駅前はかなりきれいな街路樹がそろっている通りの沿道に、突然、デベロッパーが街路樹を上回る高さの集合住宅を建ててしまう。それに対して住民側は裁判により異議を申し立てました。

従来、街路樹の高さより高い建物が沿道にはなかったにもかかわらず、なぜ、ああいうものが建ってしまったのか。そのわけは、もともと、ある企業の電算機センターが立地していて、ここだけ、沿道のほかのエリアとは違う用途地域だったためです。

自分たちが住む町に、ある日突然、何か異質のものが建ち上がる。こういった可能性に対する危機感が、わたしたちには乏しいのではないかと思います。そもそも生活景というものがどういうものなのかと、少し理屈をこねますが、そこには「暮らし」があるということと、これは私の言葉ですけども、「地域知」という言い方でとらえているものがあります。「より身近な居住環境をつくる主体は、生活者である」と、これはいいですね。

「少なくとも他者から見える様相」、他者から見えるというのは、例えば道路、公共の用地であれば、不特定多数の人々がそこを通ることができるし、佇むこともできますから、そこから見える様相というのは、その地域の生活者の住まいに対する認識があらわれるということです。

つまり、生活している人の意識が、例えばガーデニ



ングなんかもそうですけれども、やっぱり何かしら外に対して、そこを通りかかる人、近隣に住まう人に対する意識があらわれてくるということで、そこには、知るといって「知識の知」、あるいは「知恵の知」というものが存在するだろうと思います。

この写真は、いわゆるオープンガーデンと言われるものですね。ご存じのように、個人の住宅の庭を提供して開放しようという取り組みです。

そういうことに取り組んでいるエリアというのは、多くのコミュニケーションが生まれてきます。花や緑を媒介として多くの人と触れ合いたいと、そういう気持ちがあるから参加する人が多いようです。オープンガーデンには、全国の人に知り合える、家族とのつながりも密になる等いろんな効果もあります。このようなエリア内で共有化されていた知恵や知識は、お祭りなどもそうですが、後世に伝えられるべきものです。



ただ、子供の数が減ってくるなど、地域内での交流が生まれにくくなってくると、このような知恵や知識が受け継がれにくくなってしまいます。このようなどころが、まさに問題であろうと思います。



別の例で見ますと、この写真はある湧水地ですが、それぞれの場所の中で洗う物などの利用関する規則があります。以前は、口々に、あるいは行動をもって代々受け継がれてきていたはずですが。しかし今はその規則を示した掲示板が、その脇にかけられています。その地域で培われているルールをやっぱり何かしら明示していく手だては、今後とも必要になってくるのではないかと思います。



このパンフレットの絵柄は、長野県小布施町のもので、私自身の言葉でいう「地域知の可視化」、いわゆるデザインガイドラインのようなもので、もともと地域の中にある「内は自分のもの、外はみんなのもの」という概念を、元からの住民の皆さんだけでなく、外から移り住んでくる方々にもわかるようにということで作成したものです。

書いてある内容も、「緑を大事にしましょう」とか「プライバシーは尊重しましょう」とか「瓦屋根にしましょう」とか、そういう類のもので、「地域知」というものは、なかなかやっぱり伝えづらいので、それをあえて可視化し、わかりやすい表現にして伝えていくということが大事だと思います。

要するに、景観とは、視覚的な概念と地域的な概念の統合になります。そして、あるべき姿にするための



方策や、あつてはならない姿にならないための方策ということを一種のルールとして明示していく必要があります。

ただし強制力を持つ、持たないというのは別です。強制力を持たない、ガイドラインのようなものでも、あるとなしでは、やっぱり理解のしやすさが違ってきます。そして少しずつ強制力を持たせようというのが、景観法にのっとった計画と言えましょう。

実際に景観の取り組みで行政側ができる範囲というのは、すごく限られています。多くの場合は、民間とか事業者や住民の方々が主体になって頂くことで初めて成り立つことが多々あります。

ですので、景観計画をつくるということは、住民の方々や事業者も含めて共通の土俵に乗ることをベースに作るべきであろうと思います。

そして、景観計画を作るに際しては、予算がついたので景観計画をコンサルに委託をしながら進めますということではなくて、その景観計画や景観条例をどういう段階で、どのタイミングでつくっていくかという戦略も必要になります。

つくば市内の景観協定のお話をしますと、あるディベロッパーが住宅地をつくるに当たって、景観協定を結んでいます。「景観協定があるエリアです」ということを不動産的な売り出し文句にして売っています。

住まう人たちも、ここは景観協定で守られているエリアだということを知って、そこを選択している。こういったことは、既成市街地の中でも十分可能だと思います。

もう一つ、今お手伝いしている桜川市では、山桜というものをメインにしています。別に桜川市だから桜川ということではなくて、かつて「西の吉野、東の桜川」というふうに、専門家から言われたことに依っており、今後、対外的に発信して行こうとしています。

そして、桃源郷に模して「桜源郷」というテーマで、景観計画と同時にマスタープランをつくらうとしています。景観計画というのは、どちらかというと、無味乾燥な、法による項目を書かなければならない。それはそれでいいでしょう。ただ、それをベースとする、いわゆるバイブル的なものとしてマスタープランをつくらうという取り組み、これはすごくよい試みだと思っています。



暮らしと地域知

より身近な居住環境をつくる主体は生活者である

暗黙知

知識理論において言語にすることができない知識群



集団知

集団内で共有化された暗黙知



地域知

- ・ 地域的広がりを持つ集団（コミュニティ）内の暗黙知
- ・ 地域の風土や伝統で培われ、構成員に伝えられる
- ・ 地域に帰属する知恵、互恵を支える知識
- ・ 相互に受容することで、安定した地域社会を形成

■景観まちづくりの実践例

最後に、実践例として、私が少し関わった土浦市中城通りの例をお話します。

ここでは、沿道の住まう方々と商店主、あるいは若手の経営者と言った方々に、いかに主体的に取り組んでもらうかということを目指に取り組みました。

最初は、中城通りの現況模型を100分の1でつくって、これをベースにして町並みを考えませんかということを、わたしの研究室から地元の方々に持ちかけました。集まってもらったのは、商店主や住民の皆さん、さらには行政の方々にも入ってもらい、一緒に議論をしました。



この議論と経験を踏まえ、市主催のワークショップ「景観・はまかいD o」が、2004年から始まりました。「はまかいD o」とは、「話し合い・学び合い・考えて・一緒に・ドゥー」ということで、市の方が一所懸命考えられた名前です。

このワークショップは、まず、別な都市の写真や仮想の町並み模型で始めました。いきなり地元の写真や模型を素材にすると、自分の家や店が勝手に動かされたとか、色々、弊害があります。仮想の模型を使って、それに対していろいろな意見を出し合って、それをみんなで共有し、理解をしてもらうことにしました。

40人ぐらい集まったので、4グループに分かれて、



スタディを重ねました。「建物の高さは低いほうがいいですよ」とか、「商店街だと駐車場が必要ですよ」とか、あるいは、「道路から駐車場が丸見えだとよくないから木を植えようか」という意見が、グループの中から出てくるわけです。

これに対し、研究室のスタッフが、模型の積み木のようなもので、「じゃ、こんなふうですか、こういうふうですか」とどんどん提供して、実際に積み上げて、屋根をかける。それについて、各グループごとに話し合ってもらって、最後に発表してもらう。この過程で、自分とは違う意見がある、景観に対してこんな意見もあるということ、色々、経験してもらうわけです。

「歴史の小径事業」についてもワークショップで検討しました。この時は、こうした方が良くといった建設的な意見には、研究室の方でCGシミュレーションも作成しました。

検討結果を踏まえて、街路のデザインが決まり、既に竣工しています。一連のプロセスを経て市民の方々の意見を反映し、予算や法規制の制約の中でできる範囲というのはこういうものだという事を経験してもらおうことは、意味があったと思います。



その後、中城通りについても同じようにワークショップをしました。「電線地中化によりこうなりますよね」というようなことを議論し、デザイン案もつくりました。具体的な沿道の町並みルール作りには至り



ませんでした。地上器のデザイン、ペイントですが、これについてもワークショップを積み上げました。一方、地上器のデザインを何とか他にも活かさないかということで、のれんのデザインを、CGによるシミュレーションを用いて提案しました。そして、のれんだけでなく、商店街の紙袋等も、現物をつくったりしました。

そうこうすると、商店街の人たち、特に若手の商店街の人たちが、「自分たちでも何かできるだろう」ということで中城倶楽部をつくりました。中城倶楽部は、私どもの提案を受けていただいて、のれんを実現し、さらに独自に行灯づくりに取り組みました。これは、倶楽部の方々が影絵を自分たちでつくっているところですが、実は市の職員の方も参加しています。

市民が主役というのはある面で当たり前だと思いますが、そういうきっかけづくりに対して、何かしらのアクションを起こすのは、市町村側にも役割があるのではないかと思います。

あともう一つ大事なこととして、景観というのは、市民の方々の共有のものということ。必ずしも私権の制限ということで、なかなか腰を上げないような、そういう後ろ向きのものでなくて、自分たちのまちや地域を暮らしやすくするにはどうしたらよいか、そのきっかけ、手だてが景観ですよということ、やっぱり根底に持って頂きたいと思います。

今日は、これでお話を止めたいと思います。どうもありがとうございました。

